

## 令和8年3月中央市定例教育委員会 議事録

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時  
令和8年3月5日（木曜日） 午後2時から午後3時30分
- (2) 出席及び欠席委員の氏名  
出席者 石田秀博教育長、石原英一教育長職務代理者、河西忠衛教育委員  
薬袋美和教育委員、望月孝之教育委員  
  
欠席者 なし
- (3) 委員及び傍聴人を除く議場に出席した職員の職氏名  
功刀亜紀子教育総務課長、有泉浩貴生涯教育課長、濱田幸一朗教育指導監  
田中基博主幹
- (4) 出席した長及びその事務局部の職員の職氏名  
なし
- (5) 教育長等の報告の要旨
  - ・令和7年度市内小中学校卒業式への出席割当について【再掲】
  - ・令和8年度市内小中学校入学式への出席割当について
  - ・教育長職務代理者の年度別輪番制度について（内規）
  - ・令和8年度定例教育委員会開催日程（案）について
- (6) その他
  - ・令和8年3月から令和8年4月の教育委員会関係行事予定について
- (7) 協議事項
  - ①中央市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について
  - ②中央市立小中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン（案）について
  - ③中学校体育施設（武道館）の利用時間外の使用について
  - ④その他
    - ・令和7年度中央市一般会計補正予算（教育委員会所管分）（案）について【非公開】
    - ・中央市立学校における医療的ケアの実施に関する要綱（案）について
    - ・中央市教育委員会ストレスチェック制度実施規定（案）について
    - ・中央市使用料徴収条例の一部改正について

(8) 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

(9) 議事の概要

別紙のとおり

(10) 決議事項

- ・協議事項①業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について及び②不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン(案)について

→ 原案のとおり承認される。

- ・協議事項③利用時間外の使用について

→ 原案のとおり承認される。

- ・協議事項その他

中央市一般会計補正予算(教育委員会所管分)(案)については、教育委員会規則第13条の規定により非公開とすることについて

→ 市議会・関係機関との協議を必要とすることから【非公開】とすることを可決。

→ 原案のとおり承認される。

中央市立学校における医療的ケアの実施に関する要綱(案)について

→ 原案のとおり承認される。

中央市教育委員会ストレスチェック制度実施規定(案)について

→ 原案のとおり承認される。

中央市使用料徴収条例の一部改正について

→ 原案のとおり承認される。

(11) その他教育長が必要と認めた事項

なし

○ 議事録

教育長	本日の会議の書記について、入室の承認を得たいと思うがどうか。
委員	異議なし
	<b>1. 開会、あいさつ</b>
教育長	これから3月の定例教育委員会を開会する。
	<b>2. 前回の議事録の承認</b>
事務局	委員各位のお手元に届いている2月定例教育委員会の会議録について、内容等において疑義等はあるか。
委員	異議なし。
	<b>3. 報告事項</b>
	(1) 教育長からの諸報告
教育長	令和7年度市内小中学校卒業式への出席割当について、令和8年度市内小中学校入学式への出席割当について、教育長職務代理者への年度別輪番制度について、令和8年度定例教育委員会開催日程(案)について説明 何か質問意見はあるか。
委員	特になし。
	(2) その他
事務局	教育総務課長、生涯教育課長から市関係・教育総務関係・学校教育関係・生涯教育関係の令和8年3月、4月の日程について説明。
教育長	何か質問はあるか。
委員	特になし。
	<b>4. 協議事項</b>
事務局	協議事項の(1)中央市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について教育総務課教育指導監より説明。
教育長	何か質問あるか。
委員	これは、先生方の働き方改革に教育委員会が今まで以上に関わるために計画を策定したという考え方で良いか。
事務局	そうです。
委員	「実施する業務量管理・健康確保措置の内容」において箇条書きで記載されているが、実際に働き方改革ができるのか疑問である。計画の期間が4年間となっているが具体的に何をするのか。学校と教師の業務三分類により教育委員会が何をするのか、学校が何をするのかにより目的を達成させるというふうにしなないとわかりづらいのでは。
事務局	実際、現場においては既に実施していることもあれば不足しているところもありそれ

委員	<p>それぞれの各学校現場においてボトムアップで進めていこうという面もある。</p> <p>この働き方改革については、以前より話も聞いてはいるが現状進んでいない。次のステップに進んでいかなければ改善しないのでは。</p>
教育長	<p>市としてもこのような計画（案）を明文化したのは初めてであり、各学校において状況は異なるためここからスタートしていきたい。</p>
事務局	<p>実施状況の公表や総合教育会議への報告も行っていく予定である。明文化された計画に基づき運用し検証して必要なところは見直しをしていく。</p>
委員	<p>勤怠管理システムは導入されているのか。</p>
事務局	<p>システムは既に導入済みである。また新たな校務支援システムにおいても全県統一のシステムで稼働する予定である。</p>
委員	<p>見える化したうえで、各学校における重点施策を考えていかないと業務量を管理していくことは難しいのではと考えるがいかがか。</p>
教育長	<p>各学校から毎月の時間外勤務については報告があり、各学校長へのヒアリングは実施しており指導もしている。今後、総合教育会議においても議題にあげることとなる。</p>
委員	<p>時間外業務時間についてはどのような業務を行ったことによるものかも把握しておく必要がある。</p>
教育長	<p>時間外業務における内容については、ヒアリングを行っているので把握はしている。</p>
教育長	<p>その他何か質問あるか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
事務局	<p>協議事項（２）中央市立小中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン（案）について教育総務課教育指導監より説明</p>
教育長	<p>この件で何か質問・意見があるか。</p>
委員	<p>８ページ内容について文書の言い回しを見直した方がよいのでは。</p>
事務局	<p>指摘された通り文書の言い回しに見直す。</p>
委員	<p>初めに、不登校児童生徒をなぜ出席扱いとするのか疑問があったが、不登校児童生徒が出席扱いをすることにより子供たちが自信をもつことができる。中央市におけるガイドラインは誰が読むのかということを見ると中央市らしさの説明を入れたらどうか。</p>
委員	<p>不登校児童生徒の居場所としてフリースクールのような居場所において出席扱いとすることは選択の幅が広がり子供たちが自信をつけることができると思う。</p>
事務局	<p>中央市においてもフリースクールや不登校における問合せも増えている。内容については検討する。</p>
事務局	<p>協議事項（３）中学校体育施設（武道館）の利用時間外の使用について</p>
生涯教育課長	<p>生涯教育課長から説明</p>
教育長	<p>この件で質問・意見あるか。</p>
委員	<p>特になし。</p>

<p>事務局 教育長 委員</p>	<p>協議事項（４）その他中央市一般会計補正予算（第８号）教育委員会所管分【非公開】</p> <p>中央市立小中学校教職員ストレスチェック制度実施規定（案）について 教育総務課長から説明 何か意見等あるか。 特になし。</p>
<p>事務局 教育長 委員 事務局 教育長 委員</p>	<p>中央市使用料徴収条例の一部改正について 生涯教育課長から説明 何か質問・意見あるか。 使用料収入見込について団体にて異なるが、なぜか。 スポーツ少年団と、スポーツ協会加入により内規により使用料が異なるため。 他にあるか。 特になし。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>5. 閉会</b> これをもって、3月の定例教育委員会を閉会する。</p>